ご加入者様各位

株式会社 国際研修サービス

「3号一時帰国2ヶ月までプラン」の廃止と

30日を超える一時帰国時の取扱いの変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は技能実習生・特定技能総合保険等のご加入を賜りありがとうございます。

さて、当該保険の取扱い幹事保険会社である三井住友海上社からの別添ご案内の通り、本年 10月1日より「3号一時帰国2ヶ月までプラン」が廃止されることとなりました。3号技能実習生で10月1日以降保険加入を希望される場合は、通常の技能実習生総合保険でのお手続きをお願いいたします。なお廃止の理由等詳細は直接、下記の三井住友海上社宛てお問い合わせいただきますようお願いいたします。

三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部営業第一課

TEL: 03-3259-3017

※受付時間 平日 9:00~17:00 (土日・祝日は休業させていただきます)

「3号一時帰国2ヶ月までプラン」の廃止に合わせて、技能実習生もしくは特定技能生が 在留期間中に30日以上一時帰国した際の規定が変更となります。

従来は、30 日以上一時帰国する場合、契約が失効するため、再入国時に保険の再加入をお願いしておりましたが、今回の改定により30 日以上一時帰国しても失効とはならず継続されるため、再入国時の保険加入は不要となります。

但し、一時帰国中の疾病(病気)や傷害(ケガ)は、一時帰国後30日以内に発生したもののみが対象となりますのでご注意ください。

ご加入者の皆様には大変なご迷惑をおかけし、申し訳ございません。 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<改定の内容>

- 1. 実施日:2023年10月1日以降加入申込分より (この日以降の一時帰国から適用されます)
- 2. 実施事項:
 - ①「3号一時帰国2ヶ月までプラン」の廃止
 - ② 30日を超える一時帰国時の契約失効規定の廃止
- 3. 加入者においてご対応いただくこと: 特にございません。

以 上